

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 3 年 4 月 16 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 大 島 洋 一

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 企画政策課、観光交流推進課、施設経営管理室、都市整備課、生活排水対策課
- 3 監査の着眼点 収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
補助金の交付事務は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和 3 年 2 月 1 日～令和 3 年 4 月 13 日
企画政策課、観光交流推進課、施設経営管理室

令和 3 年 3 月 1 日～令和 3 年 4 月 13 日
都市整備課、生活排水対策課

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

被監査課等	内容
生活排水対策課	○ 雨水管理費 古川排水樋管排水ポンプ修繕工事、古川排水樋管修繕工事について、排水ポンプを設置したものであるが、契約を3分割し、それぞれ1者随意契約としていた。このことについて照会したところ、「平成29年の台風時に稼働までに2時間かかり、迅速な対応ができなかったため、地元からの要望を受け排水ポンプを常設することとなり、台風に備えるため緊急で行う必要があった。」とのことであるが、必要性が予見可能な場合については計画的に手続きを行い、適正な契約事務となるよう改められたい。

(2) 注意事項 16件

- ① 契約事務に関する事 7件
- ② 検収事務に関する事 6件
- ③ 補助金等の交付事務に関する事 2件
- ④ 備品管理に関する事 1件

(3) 要望事項 2件

- ① 管理業務委託の履行確認方法について
- ② 指示書発注の判断基準について